

◎議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 7、議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町墓園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に議 29-2 の議案説明にでございます。墓園の整備については昭和 48 年度より墓地公園として白老霊園の造成及び墓所整備を行い昭和 51 年度より供用を開始し、平成 11 年度及び平成 23 年度の区画増設を経てこれまで 1,528 区画を供用してきたところである、今後は人間関係の希薄化、核家族化等の社会情勢の変化により永代供養墓として墓を使用する人の減少が考えられるため区画数の制限及び町外に住所を有する者に対する使用料の割り増しを見直しさらなる利用促進を図ることを目的として本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町墓園条例新旧対照表

改正前	改正後
(使用区数及び場所の制限) 第 16 条 墓所の使用は、 <u>1 戸につき 1 区画とする。</u> 2 略 (使用料) 第 17 条 略 2 第 7 条ただし書により認められた使用者の納入すべき使用料は、前項により定められた使用料の <u>5 割増</u> の額とする。	(使用区数及び場所の制限) 第 16 条 墓所の使用は、 <u>1 戸につき 2 区画を限度とする。</u> 2 略 (使用料) 第 17 条 略 2 第 7 条ただし書により認められた使用者の納入すべき使用料は、前項により定められた使用料の <u>3 割増</u> の額とする。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 29 号は原案のとおり可決されました。